

発行：ブリス社労士事務所 URL <http://www.bliss-net.jp>  
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6F-A  
TEL 045-534-4802 FAX 045-534-4805 E-mail [info@bliss-net.jp](mailto:info@bliss-net.jp)

## 注目ピックス●総合労働相談件数が過去最高を更新

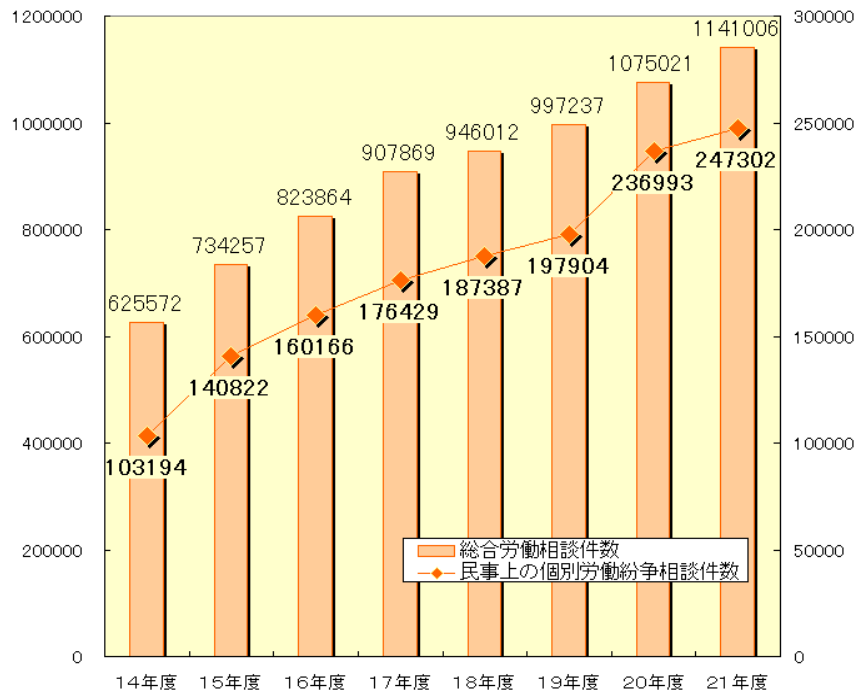
厚生労働省は毎年「個別労働紛争解決制度」がどれくらい行われているかのデータをこの時期に発表するのですが、平成21年度も過去最高を更新しました。

この制度の知名度が上がってきたということもあると思いますが、労働者の側が以前より労働基準法などの知識を学び、争うべきところは争うということが当たり前になってきているということも意味しています。

争いになりやすいのは、とくに「解雇」や「未払い残業代」の問題です。不安がありましたら、トラブルが起こる前に、お早めにご相談ください。

### 平成21年度個別労働紛争解決制度施行状況

- 総合労働相談件数  
1,141,006件
- 民事上の  
個別労働紛争相談件数  
247,302件
- 助言・指導申出件数  
7,778件
- あっせん申請受理件数  
7,821件



### 民事上の個別労働紛争にかかわる 相談内容の内訳

- 1位：解雇に関するもの 24.5%
  - 2位：労働条件の引き下げ 13.5%
  - 3位：いじめ・嫌がらせ 12.7%
- 退職勧奨、いじめ・嫌がらせ、労働条件の引き下げに関するものの割合が増加しています。

### 相談者の就労状況

- 1位：正社員 46.8%
  - 2位：パート・アルバイト 17.3%
  - 3位：期間契約社員 9.2%
  - 4位：派遣労働者 4.9%
- 昨年度と比較すると、パート・アルバイトおよび期間契約社員は増加し、派遣労働者の割合は減少しました。

## トピックス

## まもなく、改正育児・介護休業法が施行されます！

6月30日より「改正育児・介護休業法」(のうち大部分)が施行されます。すでに就業規則の整備や、社員の方への周知は徹底されていますか？これから社員からいろいろと質問も出てくるかもしれません。改めて、復習しておきましょう！

### 改正育児・介護休業法の全体像

1. 短時間勤務制度の措置の義務化、所定外労働の免除の制度化(3歳以下の子を養育する社員)  
※従業員100人以下の企業は、平成24年7月1日まで猶予されます
2. 子の看護休暇の拡充
3. 男性の育児休業取得促進策(パパ・ママ育休プラスなど)
4. 介護休暇の創設 ※従業員100人以下の企業は、平成24年7月1日まで猶予されます

### 「この看護休暇の拡充」の解説

子の看護休暇を取得できる日数が、次のように見直されました。

#### 改正前

学校就学前の子について、  
一律年5日が限度(子の数に関係なし)



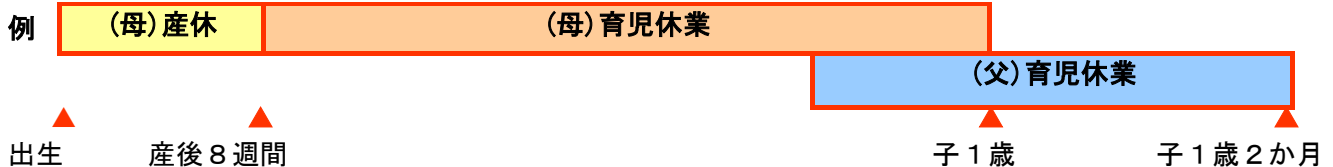
#### 改正後

小学校就学前の子が1人であれば年5日、  
2人以上であれば年10日が限度

### 「男性の育児休業所得促進策」の解説

#### ❖ パパ・ママ育休プラス

共働き世帯で、父母がともに育児休業を取得する場合、原則として、子が1歳2か月に達するまでの間、父母それぞれが1年(母の場合は産後休業と合わせて1年)を限度として休業することが可能とされました。



#### ❖ 出産後8週間以内における父親の育児休業取得促進

配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、理由を問わず、育児休業を再度取得できるように要件が緩和されました。

#### ❖ 配偶者が専業主婦である者の適用除外規定の廃止

今までは、労使協定を結ぶと「配偶者が専業主婦である者」を育児休業の対象外にできましたが、今後はできなくなります。

### お仕事カレンダー 7月

7/1~7 ● 全国安全週間

- 7/10 ● 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出  
● 労働保険料概算・確定申告書の提出  
● 労働保険料の納付  
● 労災保険一括有期事業報告書の提出  
● 一括有期事業開始届(建設業)  
主な対象事業：概算保険料160万円未満  
でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事  
● 6月分の源泉所得税・  
住民税特別徴収税額の納付  
● 特例による源泉徴収税の納付(1月~6月分)

- 7/15 ● 障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況  
報告書、外国人雇用状況報告書の提出期限  
● 所得税予定納税額の減額申請

- 7/31 ● 労働者死傷病報告書の提出  
(休業4日未満の4月~6月の労災事故について報告)  
● 6月分健康保険・厚生年金保険料の納付  
● 所得税の予定納税額の納付  
● 5月決算法人の確定申告・  
11月決算法人の中間申告  
● 8月・11月・翌年2月決算法人の  
消費税の中間申告



#### ◆あとがき◆ 当事務所より

梅雨に入り、毎日ジメジメ、ベトベト...体力消耗しますよね。こんな時期は、よく食べ、よく寝て、明るく元気に、ストレスをためないように乗り切りましょう！わたしは、この時期やたらとウナギが食べたくなります！がんばるぞ~(深澤)